

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価		
										対象鳥獣	被害金額				被害面積							
											現状値	目標値	実績値	割合	達成率	現状値	目標値				実績値	達成率
光市有害鳥獣捕獲対策協議会	光市	R5	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、スーリア、タヌキ、イタナ、アナグマ、カラス、カワウ、ウミウ	鳥獣被害防止施設	金網柵 2,260m	光市有害鳥獣捕獲対策協議会	R6/2		防護柵の設置によるイノシシ等の農業被害の軽減 実施柵による有害捕獲の促進が図られている。	イノシシ	8,205	5,743	4,439	98%	153%	6.78	4.74	3.18	176%	イノシシの被害面積および被害金額は、ともに目標値を大きく下回って達成（達成率はそれぞれ176.4%、152.9%）しており、基準年の実績と比較しても着実な改善が見られる。この要因としては、防護柵の設置（単市補助や交付金事業によるトラン柵、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、金網柵の積極的な整備）を推進したことに加え、被害を及ぼすイノシシを計画的に駆除・抑制できたことが挙げられる。 また、サルについても被害面積・被害金額ともに目標を達成（被害面積は0 haを達成）しており、群れによる出沒が抑えられている。 一方で、新規狩猟免許受給料の助成率による捕獲者の確保に努めているものの、依然として地区猟友会員の実施隊加入率が低いという課題が存在する。今後は、地区猟友会と緊密に連携し、捕獲員の増員に向けた協議を継続する必要がある。さらに、新たな鳥獣による農業被害等への警戒や、実効性のある総合的な対策の維持・強化を図っていく必要がある。	1 被害防止計画の目標評価報告 鳥獣被害対策は、①防護、②捕獲、③環境整備の三本柱を、地域ぐるみで進めることという基本を確認する必要がある。 評価報告書中では、全体の被害は17,34ha・8,498千円から3,18ha・4,521千円へ減少し、目標を達成している。市と国の事業による防護柵を組み合わせ、捕獲隊や自衛的な農家の対策を続けた成果は評価できる。 防護柵の整備延長は計画を下回ったが、被害の多い場所を優先した工夫の効果が表れている。今後は、道路や水路などの開口部、地際の盛り起こし、縦ぎ目や支柱の緩みを定期的に点検し、早めに補修する必要がある。 イノシシの捕獲数は年間300頭の計画に対して109～220頭であった。豚熱の影響もあったと考えられるので被害軽減している状況をもって評価できる。捕獲だけでなく、農地や住宅地に侵入し出る個体を重点的に捕獲することが重要であることを再確認すること。また、新規狩猟免許への助成は3年間で3件にとどまるため、捕獲隊への加入、研修、見回りや止め割しの役割分担を進めたい。廃止した出動費等の助成についても、捕獲活動への影響を確認する必要がある。 環境整備は、計画に藪の伐採や放任果樹の撤去などがあるが、評価書では実績が確認できない。被害の多い地区で集落点検を行い、柵の弱い場所、出沒地点、潜み場や餌を地中で共有することが必要である。合意形成後は、可能な範囲で20m程度の緩衝帯を整備し、管理する人や方法も決めようとする。カワウ・ウミウは、漁協と情報交換し、飛来場所、時期、個体数、被害を把握した上で対策を検討されたい。 県研究機関としては、市、地域住民、捕獲隊、猟友会、漁協等が役割を分担し、モデル地区で三本柱を実施した後、市内へ広げることが提案する。これにより、限られた人員でも続けられる対策につながると考える。	全ての獣種において、被害金額、被害面積ともに目標を達成しており、各種対策の効果が認められる。今後も継続して被害を減少させていくために、加害個体の捕獲、侵入防止柵の整備、生活環境管理など総合的な対策に努め、地域ぐるみの被害防止活動の取組を推進していただきたい。
			有害捕獲 鳥獣被害防止施設	実施隊員による有害個体の捕獲活動 金網柵 1,770m	R7/2																	
			有害捕獲 鳥獣被害防止施設	実施隊員による有害個体の捕獲活動 金網柵 2,190m	R8/2																	
				R7							ニホンザル	225	157	82	2%	210%	0.05	0.03	0	250%		
												ニホンジカ	45	31	0	0%	321%	0.5	0.3	0	250%	